



令和7年11月19日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年11月19日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

別紙のとおり

3. 処 分 日

令和7年11月19日（水）

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：岡田、日置

電話：092-472-2529





別紙

自動車の使用の停止処分（25営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
福岡	黒木	2両×72日	熊本	東陽	1両×101日
	城島	1両×105日		長洲	1両×49日 1両×50日
	夜須	1両×86日		湯浦	1両×97日
	飯塚	3両×20日		一勝地	1両×96日
	柳川	1両×60日		南関	2両×48日
	筑後	1両×60日		上津浦	1両×95日
	香春	1両×56日		玉東	1両×91日
	赤池	1両×35日		産山	1両×89日
熊本	三加和	1両×110日		日奈久	2両×43日
	河浦	1両×110日		小島	1両×60日
	錦	1両×109日		坊中	1両×60日
	新和	1両×106日		小国	1両×60日
	免田	2両×52日			